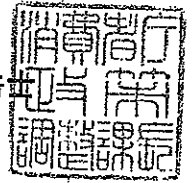


消 政 調 第 9 号  
平成22年2月17日

厚生労働省健康局生活衛生課長  
松岡 正樹 殿

消費者庁政策調整課長

黒田 岳 殿



まつ毛エクステンションに係る安全性の確保について

まつ毛エクステンションに係る消費者事故等については、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、平成21年12月8日付けで関係行政機関等から消費者庁に重大事故等として1件通知されており、平成21年12月16日付けでその概要について当庁より公表したところです。

また、今般、独立行政法人国民生活センターがまつ毛エクステンションの危害に係る資料を平成22年2月17日付けで公表しましたが、その中では当該施術に係る危害相談が増加していること、美容師でない者が施術を行うといった美容師法（昭和32年法律第163号）に抵触する可能性のある事例も見られることなどが報告されております。

まつ毛エクステンションは安全性に十分な配慮がなされなければ、目などに大きな負担を伴う行為であり、目や目元における危害は重大な消費者事故等につながるおそれがあることから、消費者庁としても当該施術に係る安全性の確保をより充実していく必要があると考えています。

まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底については、平成20年3月7日付け健衛発第0307001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知をもって、貴課より美容業務の適正な実施の確保を図るよう都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しているところですが、消費者の安全・安心の確保を図る観点から、貴課におかれましては、まつ毛エクステンションの危害防止を更に徹底するよう、下記についてご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 まつ毛エクステンションを行っている美容所等への監視指導を強化するとともに美容師法に抵触する営業者及び施術者に対して適切な措置を講じるよう、監督権限を有する都道府県等に要請すること
- 2 今般の独立行政法人国民生活センターの公表資料に示された危害状況等を広く国民に周知するとともに、危害防止の徹底を営業者に周知するなど、施術の安全性の確保に係る施策を推進すること